

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の中間評価のポイント（要約版）

(1) 中間評価実施のポイント

- 中間評価の実施に当たっては、**令和3年度の歴史的風致維持向上計画の見直しを展望**し、取組全体の課題及び対応をまとめることとした。
- 具体的には、**次の事項を意識し、中間評価書(案)の各シートへの書き込み**を行っている。
 - (A)計画の変更の前提となる「課題」と「対応の方針」を書き込む。
 - (B) 事業の見直しや代替、延期を行う構成事業とその考え方を書き込む。
 - (C)事業の追加を行う構成事業とその考え方を書き込む。
 - (D) 既成の構成事業のうち、重点的に実施や検討を行いたい事項を書き込む。
 - (E)計画の背景や歴史的風致の内容・構成の部分変更を提案する。

(2) 中間評価後の計画書の見直しの方向性（案）

計画書の見直しの方向性は次のとおり。

- 中間評価後の歴史的風致維持向上計画の**見直しの方向性**は次のとおりとする。

①「国支援事業の活用」、「官民連携」を前提とする

- ・構成事業の遅延の原因は、**事業財源の不足と人的な課題**があげられる。その対応として、「**国支援事業**（街なみ環境整備事業等）の活用」と「**官民連携の強化**」を図る。

② 構成事業の一部見直しについて

- ・これまで進捗状況が思わしくない事業の内容の見直しや、代替えとなる事業の追加など構成事業の一部見直しを行う。

【内容の見直しを行う事業】

- ア 歩行環境改善事業（取組中・進捗が困難）
- イ 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業（未着手）

【内容の説明】

- ・「歩行環境改善事業」では、路線を絞らず、地域に展開する歴史的遺産を有機的に結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、道路の美装化等の整備を行うなど、歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指し、できることから取り組んでいく。
- ・北鎌倉の県道沿いは歩行環境の改善の必要性が高く、代替えルート等が見当たらないことから、時間を掛けた事業展開を視野に入れ、「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」の事業期間を延長する

③構成事業の追加について

- ・その後の検討や取組の進捗等から次の**事業の構成事業への追加を検討**する。

【事業の追加を検討する事項】

- ア 「**若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用等**」
- イ 「**鎌倉市屋外広告物条例の制定・運用**」
- ウ 「**鎌倉市にふさわしい博物館事業（同基本計画等策定・推進）**」
- エ 「**博物館等運営事業**」

【内容の説明】

- ・「鎌倉エコミュージアムの構築」の考え方は、歴史まちづくりの推進に有用であり、「鎌倉にふさわしい博物館事業」を構成事業に追加し、2つの計画の関係性等について検討を行っていく。
- ・「博物館等運営事業」では、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館、鎌倉文学館との連携強化や、県・市・民間の近隣施設との連携事業等を通じ、文化財の効果的な公開・活用を図る。

④事業の重点化について

- ・既存事業のうち、**優先的に実施が必要な事業の重点化**を図る。

【重点化し継続実施する事業】

- ア 文化財の保存活用を推進する。
- イ **歴史的建造物の整備と利活用を推進**する。
- ウ 「**扇湖山荘の利活用事業**」
- エ 利便性や地域の魅力を高めるため**周辺市街地の環境整備（公衆トイレ・案内板等）を推進**する。
- オ **人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心とした街の実現を推進**する。
- カ **古都の歴史的景観を構成する緑地の適切な維持管理を推進**する。

【内容の説明】

- ・公有地化した史跡の活用と資料の保存と活用に必要な保存機能を備えた収蔵庫の設置を検討する。
 - ・鎌倉文学館、旧華頂宮邸などの指定歴史的風致形成建造物及び扇湖山荘（庭園防災対策を含む）、旧諸戸邸の整備を推進する。大町釈迦堂口遺跡は、早期に安全対策工事の実施を図る。
- ⑤**時代の新たな潮流の変化を受け、本市が取り組む、SDGs 未来都市の実現などの新たなまちづくりの方向性を意識**する

(3) 中間評価後（令和3年度）の取組について

- この5年間の取組に対する庁内での評価、法定協議会のコメントを踏まえ、令和3年度に歴史的風致維持向上**計画の部分変更を検討**する。
- 今後の取組では、計画に位置づけた事業の推進を図るため、**財源の拡充を目指し、取組の拡充を図る**こととし、次による事務の進捗を予定する。

- ①「中間評価のまとめ」（令和3年4月）→②「**歴史的風致維持向上計画の変更**」（令和3年度予定）→③「**国支援事業の活用検討**」→④「**社会資本総合整備計画（街なみ環境整備事業等）の策定**」（令和3年末予定）→⑤「**歴史まちづくりの取組の確実な推進**」

- なお、上記検討は庁内検討部会で行い、②「歴史的風致維持向上計画の変更」については、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会に内容の確認や意見を頂きながら検討を進めたい。